

# 西尾市バレーボール協会規定

平成24年8月21日改訂

## 1. 慶弔規定

西尾市バレーボール協会の慶弔規定を以下とする。

- 正副協会長・理事長・事務局長本人が死亡した際  
協会名にて弔電・生花一对・香典10,000円を供する。
- 副理事長・理事・事務局本人が死亡した際  
協会名にて弔電・生花一对・香典5,000円を供する。
- 顧問・会計監査・役員本人が死亡した際  
協会名にて弔電・香典5,000円を供する。

※その他有事の際には協会執行部にて決済する